平成２８年（フ）第３０３号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目17番２－201号
債務者　蛭本　由季
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
大阪府大阪狭山市西山台１丁目４番３号
債務者　山上　貴史
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
山形県鶴岡市城南町36番２号
債務者　菅原　信行
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１３号
新潟県上越市板倉区針1521番地２
債務者　川上　裕之
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１００号
長崎県長崎市宝栄町16番５号　ＰＡＮＡハイツ101、旧住所長崎県長崎市上銭座町４番２－104号
債務者　中村　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
大分県日田市隈２丁目８番８号
債務者　佐藤ヨシヱ
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第８号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府4582番地２
債務者　寺田　利文
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１２６号
沖縄県豊見城市字高安864番地１　グリーンベルト２Ｃ
債務者　梁　　里沙
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目22番70－201号　静内旭町団地Ｂ棟
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
仙台市青葉区西勝山12番15号　横田荘201
債務者　高橋　宏之
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
仙台市若林区六丁の目南町１番40号　ダイトーメイツ南町館307、従前の住所仙台市若林区六丁の目中町１番57－203号
債務者　金林　達彦
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
茨城県ひたちなか市外野１丁目25番14号
債務者　川田　　博
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
茨城県ひたちなか市外野１丁目25番14号
債務者　川田　郁子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
茨城県笠間市稲田1720番地２
債務者　鈴木　憲治
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
茨城県古河市鴻巣769番地26　スプリング・ビレッジＡ101号、前住所埼玉県久喜市南栗橋12丁目12番地26
債務者　山口　健一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４１号
千葉県市川市若宮２－26－28　リサグランデＢ202、住民票上の住所千葉県船橋市行田町360番地　Ｇステージ103号
債務者　齋藤　繁幸
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６６号
千葉県市川市高谷1776番地　（隆建設内）
債務者　佐藤　　通
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係